

○厚生労働省令第八十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和元年十二月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜四十八 (略)</p> <p>四十九 (略)</p> <p>五十 三―「二―(エチルアミノ)シクロヘキシル」フェノール及びその塩類</p> <p>五十一 (略)</p> <p>五十二〜百五十九 (略)</p> <p>百六十 (略)</p> <p>百六十一 二―(ブチルアミノ)―一―(四―クロロフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類</p> <p>百六十二 (略)</p> <p>百六十三〜二百三十五 (略)</p> <p>二百三十六 (略)</p> <p>二百三十七 メチル 二―「一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―フェニルプロパノアート及びその塩類</p> <p>二百三十八 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜四十八 (略)</p> <p>四十九 二―(エチルアミノ)―一―(インダン―五―イル)ペントタン―一―オン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>五十 二―(エチルアミノ)―二―(チオフェン―二―イル)シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>五十一〜百五十八 (略)</p> <p>百五十九 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百六十 一―ブチル―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百六十一〜二百三十三 (略)</p> <p>二百三十四 メチル 二―「一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二百三十五 メチル 二―「一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア</p>

二百三十九～二百八十一

(略)

ト及びその塩類
二百三十六～二百七十八

(略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。